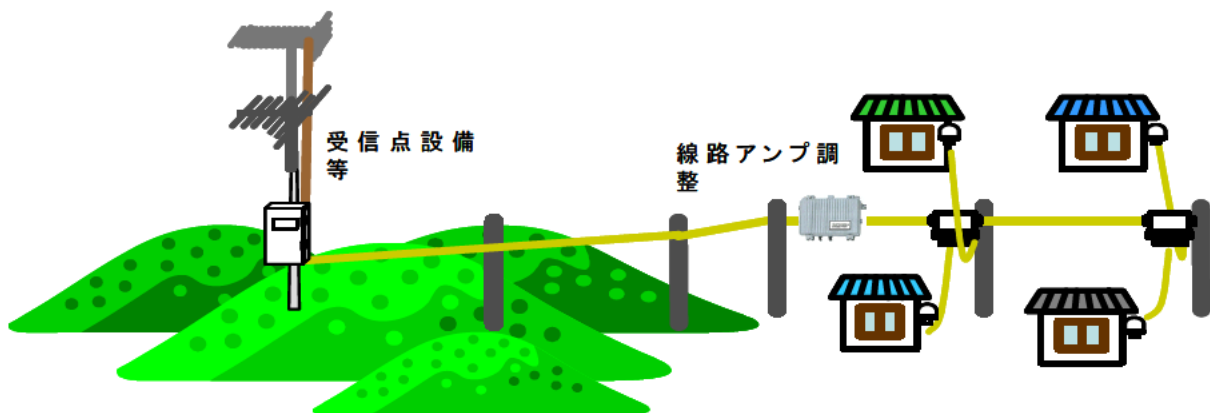


電波遮へい対策事業費等補助金 (共 聴 施 設 整 備 事 業)

山間部等においてテレビジョン放送を受信するために共聴施設を整備する者
に対して国がその整備費用の一部を補助。

- ・ 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
- ・ 対象地域 山間部などテレビジョン放送の視聴が困難な地域
- ・ 対象施設 【有線共聴施設】受信点設備の移設費、改修費等（改修又は新設）
【無線共聴施設】受信点設備、有線伝送路、送信設備（改修又は新設）
- ・ 補 助 率 1／2（1世帯当たりの事業費により変動あり）
※有線共聴施設は、1世帯当たり3.5万円を超える場合が対象

【有線共聴施設】



【無線共聴施設】

